

(案)
契 約 書

令和4年度希少野生生物保護管理対策に係る生息地等巡視業務委託

委託者 分任支出負担行為担当官 置賜森林管理署長 水野 明(以下、「甲」という。)
と受託者 (以下、「乙」という。)は、置賜森林管理署管内の希少野生生物保護管理対策に係る巡視(以下、「巡視」という。)について、下記契約条項及び別紙により委託契約を締結し、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

契 約 条 項

(委託契約の内容)

第1条 この委託契約の内容は次のとおりとする。

(1) 乙が巡視時に行う事項

- ア 猛禽類の生息状況の確認・記録及び報告。
イ 猛禽類の殺傷及び損傷個体の保護等被害に対する応急措置。
ウ 密猟、入り込み者による生息環境破壊等の被害の防止。
エ 希少野生生物保護に関する普及啓発。

(2) 巡視区域

甲が指示する置賜森林管理署管内の既営巣地ほか。

(3) 履行期間

令和4年 月 日から令和5年3月10日まで。

(4) 巡視日数と委託料

乙は、巡視期間中14日間巡視を行うものとする。

(5) 委託料

甲は乙に金 円(内消費税 円)を払うものとする。

(巡視の遂行)

第2条 乙は、この契約の履行に当たり、甲と連絡を密にして、巡視の効果が上がるよう努めなければならない。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は免除する。

(巡視日数の指定)

第4条 甲は乙に対し、期間中の巡視日数を各月別に次のとおり指定する。但し、変更することを妨げない。

月別巡視日数計画

| 月 日 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------|----|----|----|----|
| 巡視日数 | 3 | 7 | 4 | 14 |

本計画は目安とし、気象条件や営巣状況により適切に実施するものとする。

(巡視の実施)

第 5 条 乙は、巡視の効果を高めるために、巡視日数及び巡視区域について甲又は甲の指定する職員と協議をすることとし、その都度甲又は甲の指定する職員の指示を受け巡視を実施するものとする。

(巡視状況の報告)

第 6 条 乙は甲に対し、巡視の状況を別に定める巡視調査野帳に記録し、猛禽類巡視報告書に整理して、毎月報告するものとする。但し、個体及び営巣場所等の発見・変化等重要事項については写真撮影等を行うとともに、その都度電話等により甲又は甲の指定する職員に連絡するものとする。

(物品の貸付)

第 7 条 甲は乙に対し、巡視等に必要な物品を貸し付けることができるものとする。

(委託料の支払い)

第 8 条 委託料の支払いは、乙の適法な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとし、その支払額は、当該請求期間における巡視日数に 円(消費税抜き)を乗じて得た額とする。最終月において、委託料と支払額の合計に差額が生じる場合は支払額に加算するものとする。原則、請求は 2 ヶ月に 1 回とする。

(委託料の支払い遅延)

第 9 条 甲の責に帰すべき事由により請求した料金が支払約定期間内に支払われなかったとき、乙は、甲に対して支払の時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき定められる割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約の解除)

第 10 条 甲は、乙がこの契約を履行せず、若しくは履行する見込みがないとき、又はこの契約に関し不正行為があったときは、契約を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。乙がすでに実施した巡視の委託料については、本契約の範囲内で甲に請求できるものとする。

(契約外の事項)

第11条 この契約を変更しようとするときは、又はこの契約書に定めがない事項及びこの契約の履行に必要な事項を定めようとするときは、甲乙協議の上これを変更し、又は別に定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第12条 この契約について、甲と乙との間に紛争が生じたときは、第三者の調停により解決するものとする。紛争調停の第三者は、甲乙協議して選定するものとする。

(暴力団排除の推進)

第13条 別紙のとおり、暴力団排除に係わる事項について、特約するものとする。

令和4年 月 日

委託者 住所 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45
分任支出負担行為担当官
氏名 置賜森林管理署長 水野 明

受託者 住所
氏名

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との

契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。